

こども家庭センターほうふっ子広場整備事業
設計・施工一貫プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月

防府市保健こども部こども家庭センター
こども相談支援課

2025年度に発注予定のこども家庭センターほうふっ子広場整備事業についてのプロポーザル方式に基づく設計・施工業者の選定の手続きは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 目的

こども家庭センターとなりの広場にインクルーシブ遊具等を整備し、気軽に利用してもらうことで、来所・相談しやすいこども家庭センターとする。また、こども家庭センターに来所し、遊具を利用する親子同士の交流を図る場とする。

インクルーシブ遊具を整備することで、年齢や性別、体格、ハンディキャップの有無に関わらず、全てのこどもが楽しめる場を提供する。

2 一般項目

- (1) 事業名 こども家庭センターほうふっ子広場整備事業
- (2) 発注者 防府市
- (3) 審査方法 こども家庭センターほうふっ子広場整備事業設計・施工一貫プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」とする。）で審査する。

(4) 工事内容

- ア 施工場所 防府市 西仁井令二丁目 地内
- イ 工期 契約締結日の翌日から2026年3月31日までとする。
原則、工期の延長は認めない。
- ウ 工事概要 ①事業に係るすべての測量及び実施設計
 ②木材の調達、運搬、選定、乾燥、製材、薬剤注入等
 ③遊具、トイレの設置及び付帯工事の施工及び工事監理
 ④施設設置に伴う資料収集、建築確認申請等の諸手続き
 ⑤上記の施設設置に伴う地下埋設物件調査及び工事
- エ 施工条件 別紙1「要求水準書」の方針は最低限として必ず実施すること。
 別紙2「施工条件書」に必ず基づき設計・施工を行うこと。
- オ 事業上限額 69,000,000円（消費税相当額含む）

※工事費内訳書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって提案価格とするため、参加申込者（以下「提案者」という）は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった提案工事価格金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を工事費内訳書（様式4）に記載すること。

3 提案者の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和５・６年度防府市建設工事入札参加資格の認定を受け、かつ、令和７・８年度防府市建設工事入札参加資格審査申請書を提出している業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当しない事業者であること。
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱及び本市のその他の機関が定める入札参加停止等の基準に基づく入札参加停止措置期間中の者でないこと。
- (5) 下請業者を使用する場合は、防府市内業者を１者以上活用すること。

4 参加申込書の提出

本プロポーザル提案者は、次の書類を提出すること。

- (1) 参加申込書・・・・・・・・（様式１）
- (2) 誓約書・・・・・・・・（様式２－１）
- (3) 使用印鑑届・・・・・・・・（様式２－２）

提出方法：事務局へ持参とし、提出日は土、日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

提出期限：２０２５年４月３０日（水）午後５時１５分まで

5 提案書等の提出

本プロポーザル提案者は、次の書類を提出すること。

- (1) 会社概要・・・・・・・・（様式３）
- (2) 工事費内訳書・・・・・・・・（様式４）
- (3) 実施体制・・・・・・・・（様式５）
- (4) 予定市内下請業者・・・・・・・・（様式６）
- (5) 提案書・・・・・・・・（様式７－①～様式７－⑤）

※様式７－①～７－④については、各１枚とし、７－⑤については、自由提案の項目ごとに１枚とする。

提出方法：事務局へ持参とし、提出日は土、日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、５月３０日（金）は正午までとする。

提出期限：２０２５年５月３０日（金）正午まで

提案書は下記の資料を添付すること。

ア 概要図（提案完成予想イラスト・全体配置計画図等）

イ 構造図（製品サイズや材質がわかる資料）

ウ 審査基準の各項目の提案資料（様式７はＡ３用紙）

- ① 計画内容の魅力等・・・・・・・・様式７－①

- ② 施設の安全性 . . . 様式 7-②
- ③ 維持管理性 . . . 様式 7-③
- ④ トイレの性能について . . . 様式 7-④
- ⑤ 自由提案 . . . 様式 7-⑤

エ 工程計画書（任意様式、設計から工事施工完了までの計画を記載すること。）

オ その他提案を補足する資料

上記書類の提出にあたり、次の①から③に従うこと。

- ① (1)から(5)を 1 冊として、原本 1 部、写しを 1 1 部、合計 1 2 部を提出すること。
- ② 様式内の注意事項に沿って記載すること。
- ③ 提案書等の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回は認めない。但し、審査過程でこれらの資料についてヒアリング、明瞭化を行うことがある。

6 審査及び選定

審査委員会において、以下の手順で審査し、優先交渉権者等を決定する。

(1) 評価点審査

提案者の提案に対して、「審査基準表」に定める算定方法により、評価点を算定する。なお、審査にあたっては、審査委員への説明会を実施する。

また、提案者が 1 者の場合でも審査委員への説明会を実施する。

(2) 評価の実施・優先交渉権者の選定

評価点を算定し、提案者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

ただし、提案者の審査結果が配点合計の 6 0 %未満の場合は、「交渉権者」とすることができない。

評価点の最も高い者が 2 者以上ある場合は、当該者によるくじ引きを実施する。

市は、優先交渉権者と事業上限額の範囲内で契約内容の協議を行い、協議結果を反映した見積書を作成すること。協議が整った場合には優先交渉権者と随意契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合、市は、次点交渉権者と協議を行う。

7 こども家庭センターほうふっ子広場整備事業「審査基準表」

各評価項目に係る審査基準及び配点（満点 110 点）は、次のとおりとする。

評価項目		評価の視点	配点	評価				
				優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
①	計画内容の魅力等	・好奇心を刺激し、冒険心あふれる遊具を提案しているか。	10	10	8	5	3	1
		・保護者が安心して見守りができる計画となっているか。	10	10	8	5	3	1
		・インクルーシブの概念を取り入れ、年齢や障害の有無、体格、性別に関わらず、みんなが平等に利用できる施設となっているか。	10	10	8	5	3	1
②	施設の安全性	・利用者の転倒や転落に対して安全対策が講じられているか。	10	10	8	5	3	1
		・熱中症防止対策が講じられているか。	10	10	8	5	3	1
③	維持管理性	・劣化軽減や耐久性に配慮した部材を採用するなど維持管理費を抑えられる提案となっているか。	10	10	8	5	3	1
		・修理や部材交換等が容易で、長寿命化及びメンテナンス計画が提案されているか。	10	10	8	5	3	1
④	トイレの性能について	・周囲と整合のとれたデザインとなっており、スロープや段差、手すりの設置など、バリアフリーに配慮した設計となっているか。	10	10	8	5	3	1
		・個室の大きさや物置スペースなど、子どもや子育て世代に配慮したレイアウトとなっているか。	10	10	8	5	3	1
⑤	自由提案	・広場の魅力度が増す独自の積極的な提案となっているか。	20	20	15	10	5	1
合計 110点								

8 審査委員への説明会

提案書の審査を行うために、審査委員への説明会を開催する。なお、説明会は非公開とする。

- (1) 実施日：6月5日（木）（日時が変更になる場合がある）
説明会の日時等は、参加申込書（様式1）の担当者に通知する。
- (2) 実施場所：提案者に別途通知する。
- (3) 実施方法：提案者は、準備・説明20分以内、質疑応答15分以内、片付け5分以内、合計40分以内とする。
- (4) 説明は提出した提案書（様式7－①～様式7－⑤）に記載された内容については必ず行うものとする。
また、提案書（様式7）に書かれていない内容は評価しない。
- (5) 質疑応答は、主に、提出された資料と説明会の内容について行う。
- (6) 説明にあたり、電源、プロジェクタ1台（HDMI 又は D-SUB 接続）、スクリーン1台を使用することができる。プロジェクタ、スクリーン、接続ケーブル以外の必要な機材等は、原則として提案者で用意すること。

9 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果は、提案者に通知する。
- (2) 結果通知の際、他の提案者の名称及び提案内容は公表しない。
- (3) 審査結果は、評価点のみホームページに公表する。
- (4) 審査結果理由の説明請求
提案者は、各審査結果の理由を、市に説明を求めることができる。

ア 説明請求の期日等

審査結果理由の説明を求める場合には、市が審査結果を公表した日の翌日から起算して3日以内（土、日、祝日を除く）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。なお、書面は郵送又は持参により提出するものとし、持参の場合は午後5時15分までとする。

また、郵送は午後5時15分必着とする。

イ 説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間中の土、日、祝日を除く）に書面により行う。

- (5) 審査委員所属は本工事の本契約締結後に公表する。

10 参加資格の取消し

以下に該当した際には参加資格を取り消すものとする。なお、市は受付時に提出される書類の内容確認は行わない。

- (1) 書類の提出が期限を過ぎたもの。
- (2) 提出書類に不備があるもの。

- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。
- (4) 提出書類が第3者の著作権、意匠権等を侵害しているもの。
- (5) 審査委員への説明会の開始時刻に間に合わなかったもの。
- (6) 「3 提案者の資格要件」を満たすことが出来なくなったもの。
- (7) その他不適切と判断したもの。

1 1 実施要領に対する質問・回答

実施要領に対する質問・回答を以下のとおり実施する。

提出期限：2025年4月30日（水）午後5時15分まで

回答期限：2025年5月2日（金）午後5時15分まで

- (1) 質問のある者は、質問書（様式8）にその内容を簡潔かつ明確に記載し、参加申込書と合わせて提出すること。
- (2) 参加資格要件を満たしている者の質問を受け付け、ホームページに回答を掲載する。
- (3) 既設構造物の図面や追加提供に関する質問は受け付けない。契約後に実施設計の中で資料収集、測量・試掘業務等を行うこと。
- (4) 質問内容には、質問を行う者を特定する可能性のある内容を含めないこと。

1 2 事業地の調査等

事業地の調査等については、事前に調査日時を事務局に申し出て、許可を得た後に調査を行うこと。施設利用者の安全に十分配慮して行うこと。

1 3 スケジュール

2025年	4月21日（月）	公募開始
	4月30日（水）	参加申込・質問受付締切 午後5時15分まで
	5月 2日（金）	質問回答※期日までにホームページに回答を掲載
	5月30日（金）	提案書締切 正午まで
	6月 5日（木）	審査委員説明会（日時が変更になる場合がある）
	6月上旬頃	最終審査結果の通知（優先交渉権者決定）（予定）
	6月中旬頃	優先交渉権者との協議（予定）
	6月下旬頃	本契約（予定）

1 4 経費の負担

提案者が本プロポーザルに要した経費は、全て提案者の負担とする。

1 5 参加に当たっての留意事項

参加に当たっては、提案者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。

公正に手続きを執行できないと認められる場合又はおそれがある場合、市は、

当該参加者を参加手続きに参加させず又は参加手続きの執行を延期もしくは取り止めることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、その他、市が必要と認めたときは、手続きを延期、中止又は取り消すことがある。

1 6 その他

- (1) 市は、提案者の審査を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提案書の著作権は、提案者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。契約に至らなかった提案者の提出書類は、本提案審査の目的以外には使用しない。なお、提案書類は返却しない。
- (3) この工事の契約が成立するまでの間において、提案者が「1 0 参加資格の取消し」に該当することとなった場合は、当該提案者と契約を締結しない。

1 7 事務局（書類提出先、問合せ先）

防府市 保健こども部 こども家庭センター こども相談支援課
〒747-0849 山口県防府市西仁井令町二丁目28番8号
防府市こども家庭センター

電話 0835-24-8811

FAX 0835-28-2511

メール katei@city.hofu.yamaguchi.jp